

# 平成24年度 第1回原子力安全対策PT会議

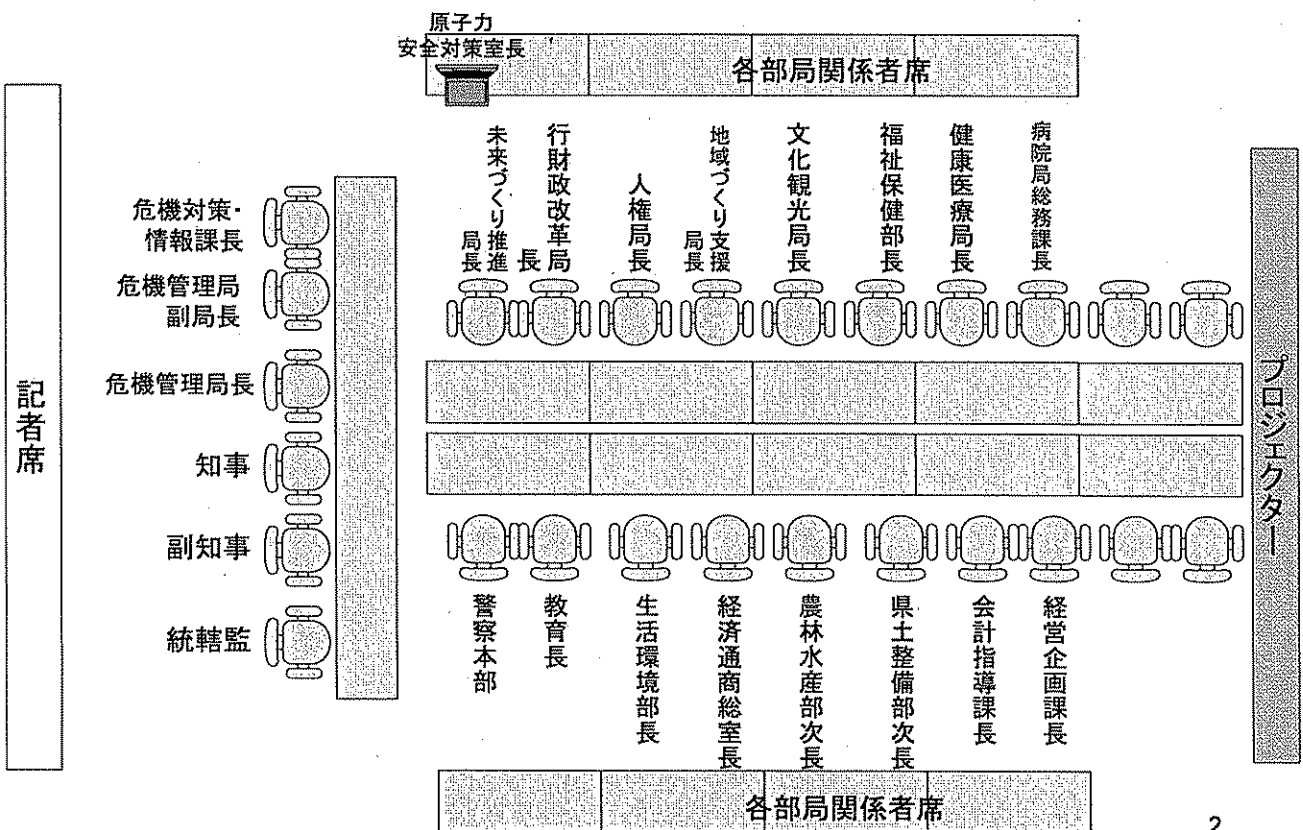
平成24年5月9日(水)

15:00~16:00

危機管理局

1

## 「原子力安全対策プロジェクトチーム会議」配席図



2

1. あいさつ（知事）
2. 原子力行政の現状
3. 原子力安全体制整備スケジュール
4. ワーキンググループ（WG）の設置
5. 課題と対策
6. 福島県への調査チーム派遣
7. その他

3

---

# 原子力行政の現状

4

# 原子力行政の現状

## 1 国

- ・原子力災害対策特別措置法等の改正は時期が不透明  
⇒原子力規制庁の設置が遅れている  
⇒UPZ(30km圏) …関係周辺都道府県へ  
⇒6ヶ月以内に地域防災計画を修正
- ・大飯原子力発電所の再稼働について判断  
⇒いずれ島根発電所の再稼働、稼働(日本初)問題

## 2 島根原子力発電所

- ・1・2号機 …定期検査中、ストレステスト未提出
- ・3号機建設中 …93.6%(平成23年4月末現在)

## 3 鳥取県

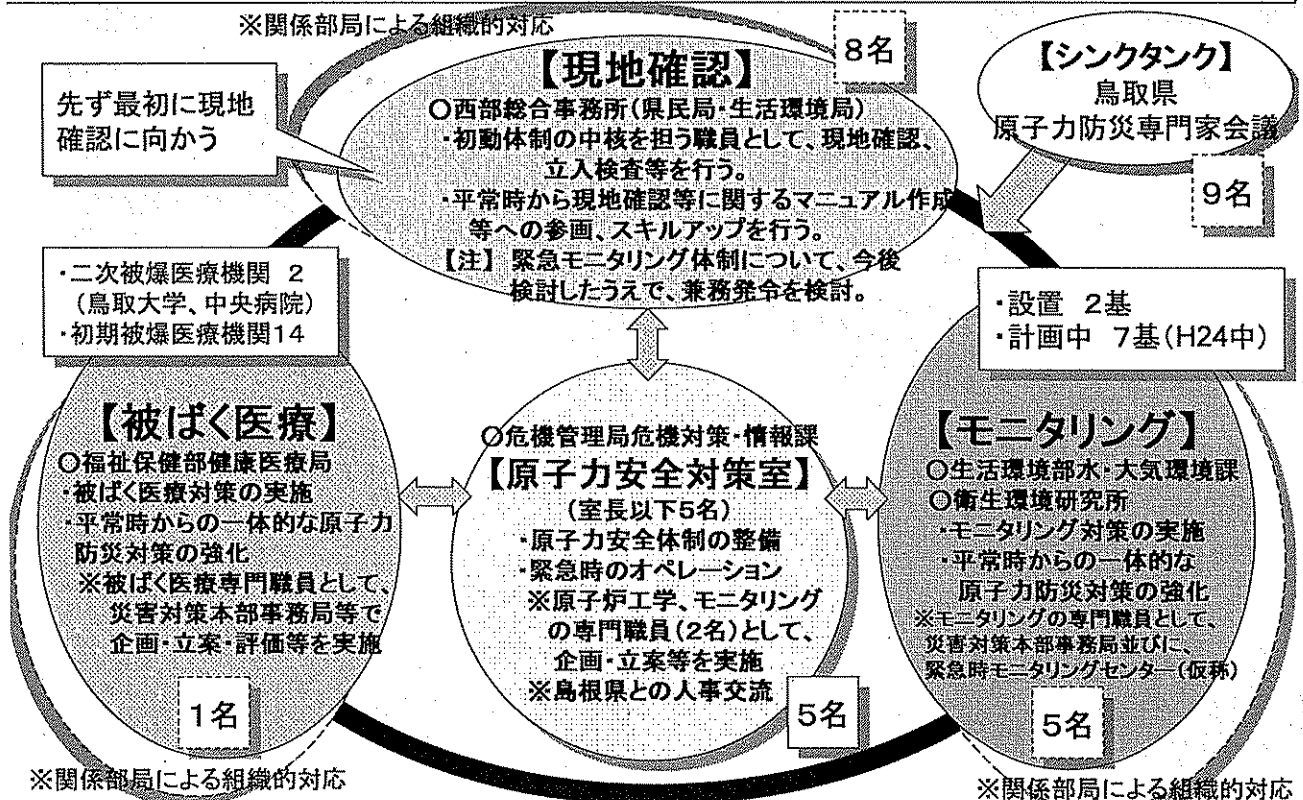
- ・原子力安全対策プロジェクトチーム設置(1月)
- ・原子力安全対策室の設置(4月) ⇒原子力安全体制の発足
- ・4/21(土)

島根原子力発電所、島根県原子力環境センター、島根県原子力防災センターを視察 …知事ほか

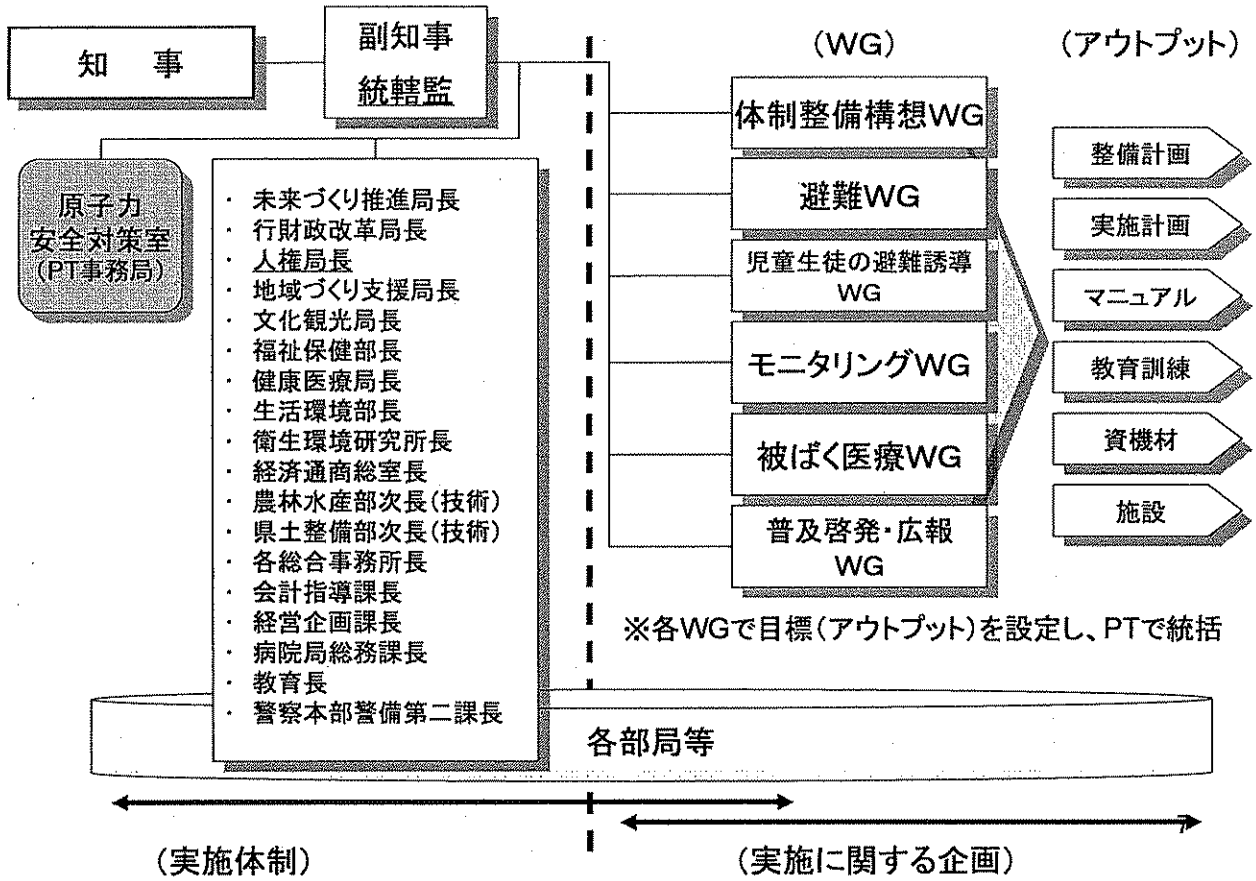
5

### 島根原発に係る原子力安全対策を講ずるための新体制の概要

◆原子力安全対策室(5名)をコアとして、必要な機能を兼務職員(14名)として配置し、バーチャルな組織(19名)で原子力安全対策を全庁的に推進



# 実施体制「原子力安全プロジェクトチーム(PT)」




島根原子力発電所2号機



# 原子力安全体制 整備スケジュール

11

## 原子力防災体制全体整備計画（案）

	H23	H24	H25	H26
状 況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原災法改正(UPZ)</li> <li>・島根発電所運転</li> </ul>		
目 標	準備期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結</li> <li>・PT設置</li> </ul>	基本的運用体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機材整備(一期)</li> <li>・計画作成(一期)</li> </ul>	運用体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材整備(二期)</li> <li>・計画作成(二期)</li> <li>・マニュアル作成(一期)</li> </ul>	体制基盤の概成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材整備(三期)</li> <li>・マニュアル作成(二期)</li> </ul>
全 般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備ロードマップ(整備計画)</li> <li>・原子力防災専門家会議</li> <li>・原子力防災連絡会議</li> <li>・地域防災計画修正</li> </ul>	⇒PDCA → →	⇒PDCA → →
避 難	調査研究	計画作成 ※島根県との連携	マニュアル類の整備 (第2オフサイトセンター設計)	(第2オフサイトセンター建設)
モ ニ タ リ ン グ	モニタリング ポスト設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境センター(仮称)設計</li> <li>・モニタリング計画</li> <li>・モニタリングポスト設置</li> <li>・モニタリングデータ統合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境センター建設</li> <li>・可搬式モニタリング装置の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境センター運用</li> </ul>
被 ば く 医 療		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく医療機関の指定</li> <li>・資機材整備(一期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材整備(二期)</li> </ul>	資機材整備(三期)
普 及 啓 発 ・ 広 報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報(プレス会見等)計画</li> <li>・講演会、説明会等</li> </ul>	→	→
教 育 訓 練		<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根発電所、人形峠</li> </ul>	→	→

# WGの設置

13

## WG設置の目的

### 1 WGの目的

- 原子力防災は多分野にわたり、広範多岐な知見を必要とする  
⇒WGを設置し体制整備を効果的に実施。

※島根県との連携部分、防護対策上緊急に整備すべき分野について、優先的に設置。

### 2 WGの運用

- WGの運営は、WG幹事課が主体的に運営  
※主担当課を設定し、関係する課で構成
- WG間調整は幹事会で行い、全体調整はPT会議で調整
- 必要に応じ、逐次、新WGを設置

### 3 整備目標等の設定

- 各WGは、体制整備ロードマップ(今後作成予定)に基づき、体制(編成)、整備目標、整備スケジュール、整備レベル等を設定
- 必要に応じて、原子力防災専門家会議による指導、助言を受ける(科学的知見に基づく根拠の確かさを確保)

⇒原子力防災体制整備において必要な分野は、WGで整備

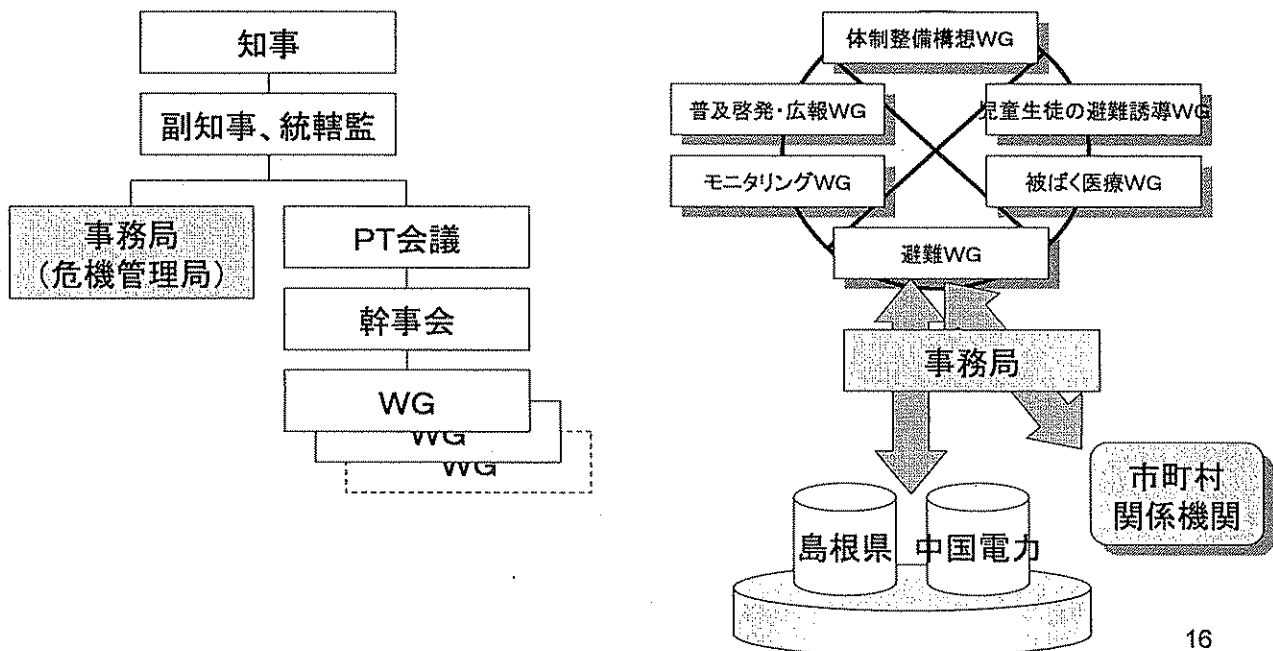
14

# WG設置 (H24案)

WG	WGにおける検討項目	主担当課
1 体制整備構想	体制整備ロードマップ	○危機対策・情報課
	教育訓練体系(研修、訓練)	危機対策・情報課
	原子力災害対応活動	危機対策・情報課
	島根県との統合運用	危機対策・情報課
	中国電力との安全協定(原災法改正にともなうもの)	危機対策・情報課
2 避難	避難全般避難計画	○危機対策・情報課
	住民避難	危機対策・情報課
	広域避難所運営	業務効率推進課
	災害時要援護者避難	福祉保健課
	損害賠償	政策法務課
	《第2オフサイトセンター(仮称)設置》 ……未定	危機対策・情報課
3 児童生徒の避難誘導	学校災害対策本部等	○教育総務課
4 モニタリング	平常時モニタリング	○水・大気環境課
	緊急モニタリング	○危機対策・情報課
	原子力環境センター(仮称)設置	水・大気環境課
5 被ばく医療	被ばく医療	○医療政策課
	スクリーニング	健康政策課
	安定ヨウ素剤	医療指導課
6 普及啓発・広報	住民広報(平常時、緊急時)	○広報課

# WG実施体制

- WG間の連携は、WG間で行う。
- 共通事項、進捗、内容の幅・深さの整合については幹事会で協議する。
- 市町村及び関係機関との対外調整部分は、事務局で協議の場を設定する。
- 島根県、中国電力と共通のプラットフォームの設置を目指す。





## 体制整備構想WG

役 割 (担任する分野)	原子力防災体制整備の進捗及び運用体制の根拠について整備する。
整備構想 (方針)	体制整備をH24～H26に計画的に実施する。
整備目標	体制整備の進捗の基準 運用基準・根拠
整備体制 (編成)	原子力安全対策室が中心となり、各主管課と連携して作成する。
整備レベル	H24: 基本的運用体制の整備 H25: 運用体制の充実 H26: 体制基盤の概成
整備内容	【進捗】 体制整備ロードマップ 【運用体制】 教育訓練体系、原子力災害対応活動(原子力災害対策本部等)、島根県との統合運用、中国電力との安全協定見直し
整備スケジュール	体制整備ロードマップは、平成24年度早期に作成し、以降は必要に応じて修正 ※統合運用及び協定については、協議状況による

## 避難WG

役 割 (担任する分野)	島根原子力発電所における事故発生に備え住民避難および被災者からの各種相談に対応できるよう実施計画を策定する
整備構想 (方針)	関係課および島根県と連携して作業をすすめ、根幹となる事項については、鳥取県地域防災計画(住民避難計画)にフィードバックする ※島根県との連携を重視
整備目標	住民(災害時要援護者含む)避難、広域避難所運営、輸送、安否情報提供及び損害賠償等にかかる必要な検討を行う
整備体制 (編成)	必要とされる計画について関係各部署で検討を行い、適宜、内容の整合性をはかりつつ計画(マニュアル)の策定を行う
整備レベル	原子力災害対策特別措置法、防災指針等の改正を踏まえ、暫定計画として第3四半期中の完成を目標とする ※島根県と同一歩調
整備内容	「住民避難」、「災害時要援護者避難」、「広域避難所運営」、「損害賠償対応」ほか必要な計画を策定
整備スケジュール	平成24年度 概成 ・1/4(素案作成、庁内各部署、島根県等との調整) ・3/4(暫定計画作成)、以降、必要に応じて修正

## 児童生徒の避難誘導WG

役割 (担任する分野)	原子力災害発生時、県内学校(公・私立 保育所・幼稚園・小・中・高等学校)における園児、児童生徒及び教職員の安全確保のための対応計画をとりまとめる。*「避難全般計画」を上位計画とした計画
整備構想 (方針)	平成24年度の早い段階に、関係各課と共同で、園児、児童生徒及び教職員の安全を確保するための参考指針を策定。今年度中に、全ての市町村教育委員会又は学校が対応計画を策定。
整備目標	「学校における危機管理対応計画」の作成
整備体制 (編成)	教育総務課が主体となり、知事部局及び教育委員会事務局関係各課と共同で作成する。
整備レベル	H24、2/四半期に参考指針完成 今年度内に各市町村教育委員会又は学校は対応計画完成
整備内容	計画の範囲、災害発生時の状況別対応(園児、児童生徒及び教職員の行動指針、関係機関との連携策、保護者等との連絡体制 等)
整備スケジュール	平成24年度 ・1/四(関係課が共同で参考指針(素案)作成) ・2/四(市町村の意見集約、教育委員会協議、参考指針完成) ・年度内(参考指針を基に対応計画完成)

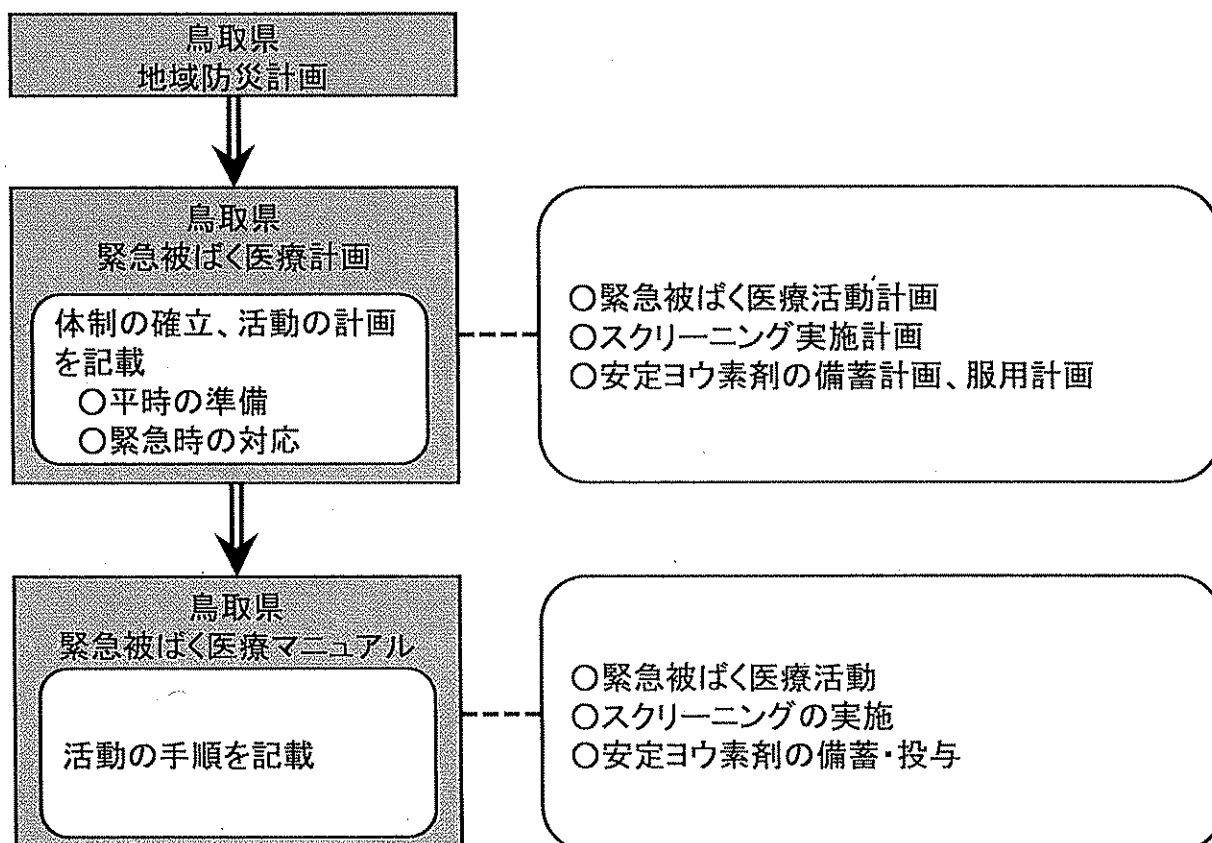
## モニタリングWG

役割 (担任する分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリング実施体制の確立と情報提供システムの構築</li> <li>・緊急時モニタリング実施体制と資機材整備</li> </ul>
整備構想 (方針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリングで必要となる観測機器の追加整備と情報共有システムの整備(島根県測定分を含む) ※ 緊急時の機能的な活用も念頭に施設及びモニタリング機器など各種設備を整備</li> <li>・緊急時モニタリング実施体制と資機材の整備</li> </ul>
整備目標	環境放射線モニタリング指針(原子力安全委員会)も参考に、島根県の監視計画に準じた実施体制を整備
整備体制 (編成)	生活環境部及び危機管理局が中心となって、関係部局、県内関係市町村及び島根県等と連携して実施
整備レベル	県民が必要な時に容易にモニタリング結果を確認できる体制 事故時における放射線影響評価と放射性物資又は放射線の状況把握(→防護対策解除の判断)
整備内容	平常時放射線モニタリングに必要な分析機器等の整備 原子力緊急時に必要なモニタリング体制、資機材の整備 原子力環境センター(仮称)の設置
整備スケジュール	H24 施設設計(早期に立地場所を選定)、追加機器整備 H25～ 施設建設、各種分析機器等の整備

# 被ばく医療WG

役割 (担任する分野)	島根原子力発電所の事故発生時に備え、緊急被ばく医療についての計画を策定するとともに、具体的な実施方法等について、マニュアルを作成する。
整備構想 (方針)	避難計画と連動した計画を策定する。
整備目標	緊急被ばく医療計画及び緊急被ばく医療マニュアルを作成する。
整備体制 (編成)	健康医療局が中心となり、各福祉保健局、市町村等と連携して策定する。
整備レベル	平成24年9月を目途に完成
整備内容	①被ばく医療機関及び避難所等における医療活動(医療機関への搬送含む) ②スクリーニング実施体制の整備、スクリーニング未実施者への対応等 ③安定ヨウ素剤の備蓄、事故発生時の服用、投与後管理の指示
整備スケジュール	平成24年度 ・1/4(関係機関との打ち合わせ、専門家への相談、素案作成) ・2/4:(完成)

## 緊急被ばく医療計画等の体系



## 普及啓発・広報WG

役割 (担任する分野)	上位計画である避難全般計画(原子力安全対策室作成)に基づいた普及啓発・広報計画を作成する。
整備構想 (方針)	訓練などにより、課題を抽出、解決することで、計画等の見直しにつなげ実効性を向上させる。
整備目標	「普及啓発・広報計画」の作成と実効性の向上
整備体制 (編成)	原子力安全対策室と広報課が中心になり、県警等関係課と連携
整備レベル	計画については、2四半期に概成し、訓練を踏まえ計画の見直しを行う
整備内容	計画の範囲: 平時及び発災後、事態が終息するまでの間
整備スケジュール	避難全般計画が策定された後の3四半期以降実施される訓練を受けて、普及啓発・広報計画の見直し作業を行う。 毎年計画的に研修を実施 H24年度上半期に基礎情報を提供し、年度内に研修会を開催。

# 課題と対策

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 避難(広域避難所運営)WG

課題	対策
<p>避難所毎の避難者数など具体数値に基づく、より具体性の高い検討が必要。</p> <p>⇒具体的な物資の需給及び配送計画、自主避難者対応などが困難。</p>	<p>原子力安全対策室において、上位計画である「避難全般計画」の中での整理を早期に行う必要がある。</p>
<p>計画に基づく訓練が必要。</p> <p>⇒広域避難所運営のみでの訓練は困難かつ実効性が疑問。</p>	<p>現在、広域避難所運営WG単独でのシミュレーションなども検討しているが、全体訓練の中で実施する必要がある。</p>

25

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 避難(輸送計画)WG

課題	対策
<p>1 事故発生時間帯・曜日別などの実情に即した輸送計画の検討が必要</p> <p>→平日昼間の出勤・登校時、夜間、休日等で外出している場合など所在地が生活時間帯・曜日などで異なるため。</p>	<p>1 輸送計画を作成するにあたって、事故の状況により、避難開始までの時間に余裕のある場合と余裕のない場合を想定した輸送計画を策定する。</p> <p>→時間に余裕のない場合は所在地からの直接避難、余裕のある場合は居住地からの避難など</p>
<p>2 現実的な輸送計画を立てるためには、地震、津波の有無などを想定し、輸送手段としての自家用車の取扱いを明確にすることが必要</p> <p>→自家用車が利用可能かどうかで、県全体の公共交通機関での輸送人数が変わるため。</p>	<p>2 自家用車を利用する場合、しない場合、両面での検討を行い、避難する県民の避難時のみならず、避難後の生活の利便性も考慮した検討を行う</p> <p>→避難ルート選定、避難施設における駐車場の有無、道路通行規制方法など</p>

26

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 避難(県土整備)WG

課題	対策
<p>・正確で速やかな道路情報の把握</p> <p>・緊急車両(消防、救急、道路パト等)の円滑な通行のため、道路渋滞情報の把握が必要</p>	<p>・ライブカメラの活用・新設(6月補正要求:12基新設)</p> <p>・原災法10条通報後、速やかに道路パトロールを実施し、道路の異常の有無を確認するための計画策定</p> <p>・県警察、国・NEXCO西日本・島根県等の道路管理者から道路情報を収集(連携)する仕組みの構築</p>
<p>・正確で速やかな道路情報の提供</p>	<p>・国・NEXCO西日本・島根県、市町村等に対して、住民避難に必要な正確な道路情報を速やかに提供する仕組みの構築</p> <p>・テレビ、ラジオ、カーナビ、インターネット、道路情報板(6月補正要求:3基新設)等を活用した住民、ドライバーへの情報提供</p>
<p>・被災により通行支障(不能)区間の早期開放(4日間という避難計画期間があり、極力早期に交通不能区間(国道431号等)の解放が必要)</p>	<p>・早期交通解放のため、建設業協会の協定等協力体制(応急復旧対応)の構築</p> <p>・占有者(電柱等)の緊急対応(電柱倒壊時の対応)等の体制について、平常時から確認</p>
<p>主要道路の工事(水道等占有工事含む)に伴う通行規制箇所について、仮復旧等の迅速な対処による早期解放</p>	<p>・事前に工事箇所を把握し、工事事業者(占有工事者含む)と復旧体制、復旧時間の事前確認や連絡方法について調整する仕組みの構築</p>
<p>応急復旧業務の従事者に対する放射線被爆防止対策</p>	<p>・被服の確保・提供、除染、連続作業時間の制限等、事前の準備、検討が必要(建設業協会との調整も必要)</p>

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 避難(安否情報)WG

課題	対策
<p>安否情報の提供(問い合わせ対応)に当たっては、個人情報保護の視点から、次の点を明確にしておく必要がある。</p> <p>①誰からの問い合わせに対応するのか</p> <p>②どこまでの情報(安否・避難先)を提供するか</p>	<p>市町村や関係機関と調整し、基準を定めた指針を作成する。</p>
<p>県外等への避難者の情報を確実に把握するため、「全国避難者情報システム」への登録を促進させる</p>	<p>事前の普及啓発を行うとともに、移動(避難時)に避難者へ様式等を含めたツールを配布することも検討。</p>
<p>問い合わせ数が増えることに伴い、その対応に追われ他業務への影響も懸念される</p>	<p>問い合わせ自体が少なくなるようFacebook、TwitterなどSNSへの登録など民間サービスへの登録も普及啓発する。</p>

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 避難(災害時要援護者)WG

課題	対策
<p>① 施設や病院の入所(院)者や在宅の要援護者の避難に必要な福祉車両など特別な移動手段の確保。</p> <p>② 最終的な避難先に入所するまでの間に設置を予定している一次的広域福祉避難所で用いる資機材(ベッド、車いす等)物資(食糧・毛布)の不足</p> <p>③ 一次的広域福祉避難所における医療及び介護従業者の不足。</p> <p>④ 避難元施設から最終的な避難先となる社会福祉施設等の確保。</p>	<p>① 県内各施設に対するアンケート調査を実施して調達可能台数を把握し、不足分について国への支援を要請する。</p> <p>② 中国各県、または関西広域連合における協議の場を通じて相互支援のあり方を協議する。また、国に調達の仕組み構築を要請する。</p> <p>③ 県内各施設に対するアンケート調査を実施して、一次的広域福祉避難所への派遣可能人員を把握し不足人員について、国を通じた派遣要請を行う。</p> <p>④ 避難先が県内の場合、県があらかじめ避難先施設の情報を避難元施設に提供して、最終的な避難を支援する。県外における避難先の確保は、国にその仕組み構築を要請する。</p>

29

## 整備に当たっての課題と対策

### 避難WG(損害賠償)

課題	対策
<p>発生時の体制として、原子力損害賠償制度について正確に理解し、的確に受け答えできる相談員を配置できるようにする必要がある。</p>	<p>福島県の対応策を参考にして、中国電力や国の動き、あるいは実際の相談事例などの情報を整理し、Q&amp;Aなどを作成できる体制を事故発生後速やかに立ち上げる。</p>
<p>ワンストップの相談窓口の設置を検討する必要がある。</p>	<p>損害賠償相談以外の各種相談窓口との連携を図る。</p>

30

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 児童生徒の避難誘導WG

課題	対策
保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校と対象が広く、園児、児童生徒の通学範囲、行動パターンが多様。	基本的な考えを参考指針として示し、それをベースに各市町村又は各学校等に適応した個別計画を策定する。

31

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### モニタリングWG

課題	対策
島根県とのデータ共有システムの構築	島根県は約60箇所の測定体制の整備計画策定中であり、島根県の計画の情報収集するとともに、情報共有することの理解を得ること。
緊急時モニタリングの体制 ・一時期に多数の人員と資機材が必要 ・専門的知見が必要	資機材、動員体制の計画的整備 関係機関との連携(立地県、電力会社等)による支援体制の確立

32



## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 被ばく医療WG(緊急被ばく医療活動)

課題	対策
<p>・被ばく者の医療機関への搬送手段が不足する可能性がある。</p>	<p>・関係機関へ協力依頼し、搬送体制(避難所等→初期被ばく医療機関→二次・三次被ばく医療機関)の確保に努める。</p> <p>・県内のみで対応できない場合は、他県へ応援要請をすることになり、事前にその対応可能数量を把握しておく。</p>
<p>・被ばく医療機関及び医療救護活動のための医療資機材及び医療スタッフの不足</p>	<p>・今後必要な資機材及び数量を検討し、予算措置する。</p> <p>・県内の関係機関へ協力依頼し、人員の確保に努める。</p>

33

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 被ばく医療WG(スクリーニング)

課題	対策
<p>・スクリーニングスタッフ及び資機材(GMサーベイメータ等)について、県の資源だけでは不足が生じる可能性がある。</p>	<p>・必要数量を精査し、予算措置する。</p> <p>・県内の関係機関へ協力依頼し、人員の確保に努める。</p> <p>※他自治体への人的等の支援体制の整備について国に要望済み。(4月11日)</p> <p>※福島県での実情を参考にす。(5月11日)</p>

34  
34

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 被ばく医療WG・安定ヨウ素剤その1

課題	対策
<p>服用が必要な時点で備蓄した安定ヨウ素剤を適切に住民に配布する必要がある。</p>	<p>事故発生後1日～4日間は自宅待機が必要という避難計画になるのであれば、一時集結所等の備蓄力所から各家庭に配布する方法を米子市、境港市と調整し整備しておく必要がある。</p> <p>また、各家庭で服用する場合が生ずるので、副作用説明・服用禁忌者の説明を事前にいねいに住民に対し行う必要がある</p> <p>→米子市・境港市と協議の結果、事故発生後の配布が困難ということであれば、各家庭への事前備蓄についての検討も必要</p>

35

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 被ばく医療WG・安定ヨウ素剤その2

課題	対策
<p>乳幼児(小学生未満)用の薬は、ヨウ化カリウムの原薬(粉末)を水(滅菌蒸留水や注射用水)に溶解し、単シロップを適量添加し作成する必要があるが、現時点で液剤や水溶性錠剤製品はない。</p>	<p>○国に対し、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけるよう要望している。</p> <p>○当面以下のとおり対応する</p> <p>① 調剤拠点を設定し、調剤済み水剤をタンクに入れて定期的に一時集結所に配布</p> <p style="padding-left: 20px;">※各戸配布は不可能</p> <p>② 1日目は屋内避難のため、どうやって乳幼児に投与するか方法を決定しておく必要がある。</p> <p>→ <u>一時集結所で屋内待機してもらうことはできないか避難計画と調整する。</u></p>

36

## (検討事項) 整備に当たっての課題と対策

### 普及啓発・広報WG

課題	対策
専門的用語や数値が多く、わかりやすく伝えにくい。 ⇒平時からの専門性のある基礎知識の提供	HPなどを通じて情報を提供するとともに、学習・研修機会を設定
迅速な情報提供・住民向け広報に向けた関係機関との連携強化	関係機関と日頃からの連携を図り、全体訓練を通じて課題を洗い出し、改善を加える

37

## (検討事項) 原子力防災専門家会議で助言、指導を受けるべき事項

- 6月頃の開催を予定
- 原子力災害時における防災対策については、専門家等による知見からの指導・助言による検証が必要。
- このため、体制整備に当たって専門家会議で指導・助言が必要な事項をリストアップ。  
例：資機材整備の優先順位等

- 原子力防災専門家会議
  - 原子力災害固有の環境放射能や原子炉工学等の専門分野に係る助言や指導を受けるため、各分野の専門家9名を委員として委嘱。
- 目的
  - 平常時における環境放射線の調査結果について、専門家からの知見から評価を得ることにより、安全性を確認する。
  - 島根原子力発電所等における原子力災害等の緊急時における現地確認等や緊急モニタリング、住民避難などの各種防災対策について、専門家の知見からの指導・助言を得る。
  - 原子力災害等の緊急時における防災対策に関する指導及び助言を得る。
- 分野
  - 放射線(4)、被ばく医療(3)、原子炉工学(2)

38

専門分野	氏名	所属	役職	備考
環境放射能	静間 清	広島大学大学院 工学研究科	教授	再任
放射能環境動態	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授	再任
放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部 情報工学科	教授	再任
緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	再任
放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授	再任
線量評価	山田 裕司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席 研究員	再任
原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎 博信	京都大学原子炉実験所	教授	再任
原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 高速実験炉部	研究主席	新任※
放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	県立中央病院医療局放射線科放射線治療室	室長	新任※

# 福島県調査チーム

1 目的

- ・ 福島第一原子力発電所事故に対する福島県対応及び教訓について、現地で調査を行い、県の原子力防災体制整備に資することを目的とする。

2 日時、場所

- ・ 5月10日(木) 福島市内泊(各人で手配)
- ・ 5月11日(金) 面会(保健福祉部長、生活環境部長)
  - 08:40 福島県庁西庁舎正面玄関に集合完了
  - 09:00 危機管理局長
  - 09:00~11:00 福島県庁 …(14:00~ 安定ヨウ素剤)
  - 11:40 (移動)西庁舎正面玄関出発 …危機管理局で移動手段準備
  - 14:00~15:00 南相馬市立病院
  - 15:00~16:00 視察(南相馬市内被災現場)
  - 16:00~18:00 (移動)南相馬市→福島駅
  - 18:00 福島駅着、解散

3 編成、調査項目

- ・ 危機管理局長を長とし、関係する課の職員で構成
- ・ 調査項目毎に分かれて福島県職員よりヒアリング

調査項目	内容等	担当課	人数	南相馬市
調査チーム長	危機管理局長	原子力安全対策室	1	○
住民避難	災害時要援護者	福祉保健課	1	
避難所運営	大規模避難所の長期運営	業務効率推進課	1	○
原子力災害対策本部	運営要領	原子力安全対策室	1	○
損害賠償	実態	政策法務課	1	○
安定ヨウ素剤	投与方法	医療指導課	1	
スクリーニング	実施方法	健康政策課	2	

